

宇治田原町「ハートのまち」移住定住奨励金交付要綱

平成29年4月1日要綱第5号

改正 令和2年4月1日要綱第1号

改正 令和3年4月1日要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への町外在住者等の移住定住を促進し定住人口の増加を図るとともに、若い世代の希望をかなえ元気なうじたわらっ子を育み、多世代が安心して暮らせる住環境を創ることにより、心やすらぐぬくもりのある「ハートのまち」の実現と地域創生を進めるため、移住定住奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住定住 本町の住民として永住又は5年以上にわたって居住する意思を持って転入又は転居し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠として生活の実態があることをいう。
- (2) 転入 他の市区町村の住民基本台帳から、本町の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (3) 転居 本町の住民基本台帳に記録されている者が、婚姻等により新たな世帯として記録されること、又は賃貸住宅から新たな住所地に記録されることをいう。
- (4) 転入日 転入者が住民基本台帳法の規定により、住民票に記載された住民となった年月日をいう。
- (5) 転居日 転居者が住民基本台帳法の規定により、新たな世帯として住民票に記載された年月日をいう。
- (6) 新築住宅 居住を目的に本町に新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (7) 中古住宅 居住を目的に本町に建設された住宅で、人の居住の用に供したのあるものをいう。
- (8) 3世代同居 親、子、孫等の3世代以上で構成される家族が同居することをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金を受ける者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住定住のために、令和元年10月1日以降に自らが居住する新築住宅又は中古住宅を取得した者
 - (2) 令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に本人又は配偶者が転入又は転居した者。ただし、単身者を除く。
 - (3) 転入者にあつては、転入日から過去1年以内に本町の住民基本台帳に記録されたことがない者
 - (4) 取得した住宅に係る不動産登記簿上の所有者
 - (5) 宇治田原町税又は前住所地の市区町村税を滞納していない者
 - (6) 過去に本人又は世帯構成員がこの要綱に基づく奨励金及び宇治田原町「ハートのまち」結婚新生活支援事業費補助金交付要綱(令和3年要綱第 号)に基づく補助金の交付を受けていない者
 - (7) 申請日において、転入日又は転居日から起算して1年を経過していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の対象としないものとする。
- (1) 町内で実施される公共工事に伴う住宅移転補償により住宅を取得する場合

(2) 対象者及び当該住宅に同居している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいる場合

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、世帯構成員全てが49歳以下の世帯(単身者のみの世帯を除く。)又は3世代同居(世帯全員の転居は除く。)となる世帯1世帯につき、25万円とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、宇治田原町「ハートのまち」移住定住奨励金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯構成員全ての住民票の写し
- (2) 住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 住宅の位置図及び現況写真
- (4) 宇治田原町税又は前住所地の市区町村税の滞納のない証明
- (5) 誓約書(別記第2号様式)

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受取り、奨励金を交付することが適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、当該申請者に宇治田原町「ハートのまち」移住定住奨励金交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(奨励金の請求及び支払)

第7条 奨励金の交付決定を受けた者が、奨励金の交付を受けようとするときは、宇治田原町「ハートのまち」移住定住奨励金交付請求書(別記第4号様式)に奨励金交付決定通知書の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対して奨励金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 町長は、第6条の規定により奨励金の交付決定通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) 転入又は転居から5年未満で転出したとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、町長が特に必要と認めた場合

(奨励金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(現況調査)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付を受けた者に対し、交付資格に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた奨励金については、同日後もなお効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。